

これからの農業・農村政策の 方向性に関する論点の整理

農林中金総合研究所

調査第一部 石田一喜



照会先 農林中金総合研究所 石田
ishida.kazuki@nochuri.co.jp

※ 資料中の図表等は表記がない場合を含めて、すべて農中総研作成

農林中金総合研究所
Norinchukin Research Institute Co.Ltd.

自己紹介と農林中金総合研究所の紹介

報告者プロフィール

農林中金総合研究所
調査第一部 主事研究員

石田 一喜
(いしだ かずき)

- 専門は農業経済学。
 - 東京大学農学生命科学研究科博士課程の後、2013年に農林中金総合研究所入社（現職）。
 - 農業現場の人手不足に関連した調査・研究を担当。直近の労働力関連の研究テーマは下記。
- ① JAグループの労働力支援
 - ② 特定地域づくり事業協同組合制度
 - ③ 外国人労働者の日本国内での働き方
 - ④ 「農業DX」を通じた業務フローの変化
 - ⑤ JAの地域活性化に向けた取り組みのサポート
 - ⑥ ネパールとの農業分野での人材交流



農中総研について

- 農林中央金庫の100%子会社のシンクタンク
- 第一次産業に関する調査に幅広く対応



本日のお話をする前に……

- 1) 農業は「人手不足」というけれど……
- 2) 農業労働力の確保が必須だというけれど……

実際にどのくらい人手不足か全体像は不明……

農業労働力といっても、家族労働力、法人の役員・正社員、パート、アルバイト、技能実習生、短期アルバイトなど様々……

ひとまとめにして、労働力確保を考えることは難しい！

必要とする労働需要をいまいちど見直すべき！

もう1つ、本日のお話をする前に……

農業・地域が「人手不足」だから、移住者、新規就農者の確保が重要だというけれど・・・

その「人手不足」は、移住者・新規就農者の確保以外には解決できないのか？ → たぶん、そうじゃない・・・

移住・就農のみにこだわらず、農業で働くことへの関心を広く受け止める視野を持つとよいのではないか

最近ではワーケーションや「半農半X」などさらなる多様化が進み、働く目的も希望する働き方も様々。

それぞれにあった「働きやすさ」をみつけることが重要
→ それでは、移住者に対する対応とは？

さらに、もう1つ本日のお話をする前に……

地域課題を解決しようとするときは、地域の課題や危機感を広く共有することが大事というけれど……

そもそも地域課題が整理できているか？

→ 業種をまたぐ事業者が話し合う機会は少ない

地域課題・危機感を共有・発信する仕組みは想定されている？どの範囲まで発信することを考えている？

課題解決に協力や応援をしたいという気持ちを多くの人に感じてもらったとしても、それを受け止める仕組みはある？

最後にもう1つ、本日のお話しをするまえに……(受援力向上の提案)

農業分野における受援力の向上(案)

「受援力」

災害ボランティアや支援、除雪ボランティアなどを受け入れる際に、地域に求められる環境・知恵の総称として使われている考え方

受援力向上の流れ



【例】農業労働力

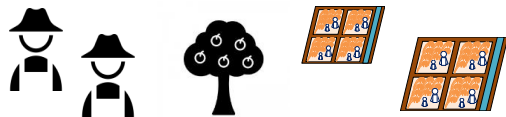
- ✓ 各農業者での「人手不足状況」の確認。
- ✓ どのくらい大変な状況？
- ✓ いつ、どこで、どのような作業で人が足りていない？
- ✓ 経営体でも産地でも意外とできていない！

課題の「可視化」

- ① 整理された課題を集約し、打ち手を検討する（共通の要因を探っていく）
- ② （必要に応じて）地域外・農業分野以外の人を「よくする」ために「関わる点」を考える
- ③ そのための「仕組み」の検討

「可視化」した課題の発信

- ① 地域課題等をいかに広く知ってもらえるか、その発信方法を考える
- ② また、地域課題の解決に向けた「接点」を紹介する



特定地域づくり 事業協同組合制度の概要

特定地域づくり事業推進法は19年11月に成立、20年6月に施行

根拠法

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

目的

- ◎ 「地域づくり人材」（地域の担い手）の確保
- 地域の事業者の事業の維持・拡大

制度概要：特例措置を講じつつ、労働者派遣事業を行いやすくする仕組み

- ① 地域人口の急減に直面している地域において、
- ② 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
- ③ 特定地域づくり事業（マルチワーカーに係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
- ④ 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
- ⑤ 労働者派遣事業を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに
- ⑥ 組合運営費について財政支援を受けられるようにする

制度創設のねらい

根拠法

08年をピークに日本国内の人口は減少傾向

⇔ 東京の人口流入は増加

→東京一極集中の進展 → 是正へ

是正策

地方創生（14年～）

＜地方と東京圏の転出・転入の均衡＞

第二期「国土形成計画（全国計画）」（15年）

＜人口の地域的偏在の緩和、田園回帰＞

15年「田園回帰元年」

制度創設のねらい

都市部の住民においても、田園回帰への関心が高まる

労働市場の不安定化

- ①都市部での非正規雇用の増大
- ②新型コロナウイルス感染拡大

田園回帰関連の情報へのアクセスの向上等

多様な希望・関心に対応する選択肢の拡大

二地域居住、ワーケーション、半農半X、
副業・複業など多様な希望に対応する選択肢
が広がったことに起因

農山村に関する3つのハードル

農山村移住への3つのハードル（小田切（2014）など）

すまい

なりわい

コミュニティ

総務省調査 「生活が維持できる仕事（収入）があること」
移住・交流推進機構：移住先では求める給与水準にない

仕事関連が移住の課題・阻害要因
として最多項目

これまでも対策はあったが・・・

地方創生：「『しごと』が『ひと』を呼び、『ひと』が『しごと』を呼ぶ」
第2基地方創生「地方創生テレワーク」の推進

20年食料・農業・農村基本計画：

農村政策の第一の柱：地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
（22年4月具体的な方向）：しごとづくりの施策の公表

【参考】移住において最重視されているのは「生活が維持できる仕事」

- ・ 農村に移住するときの最重視項目は、生活が維持できる仕事の確保。
- ・ 農村政策としても、地域資源を活用した所得・雇用機会確保をねらっている。

移住する際に最も重視したこと

- 1 **生活が維持できる仕事
(収入があること)**
21.5%
- 2 **子育てに必要な保育・教育
や環境が整っている**
7.0%
- 3 **買い物や娯楽など日常生活に
必要なサービスや生活関連
施設がある**
6.5%

農村政策の「3つの柱」

- 1 **地域資源を活用した
所得と雇用機会の確保**
- 2 **農村に人が住み続ける
ための条件整備**
- 3 **農村を支える新たな
動きや活力の創出**

農業＋農業以外を合わせて
一定の所得を確保
「新たな『兼業農家』」

農山漁村発イノベーション

「住居」の確保：
✓ 空き家はあるが・・・
✓ 農地付きの家が欲しい！！

農村RMO

資料 総務省地域力創造グループ過疎対策室「『田園回帰』に関する調査研究報告書」(18年3月)、新しい農村政策の在り方に関する検討会・長期的な土地利用の在り方に関する検討会「地方への人の流れを加速化させ 持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築ー 令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けてー」(21年6月)より農中総研作成。

これまでの雇用創出施策の方向性

これまでの雇用創出施策の限界・・・

① 地域外からの企業誘致への過度な期待

地方創生：東京23区の本社機能の一部移転

農林水産業・地域の活力創造プラン

17年農村地域工業等導入促進法の改正（農村産業法へ）

② 新規就農者誘致への過度な期待

移住希望者は新規就農希望者だけではない・・・

③ 地域事業者の人手不足に対する関心が希薄

地域事業者の人手不足状況

各地域事業者
年間を通じた労働需要はない

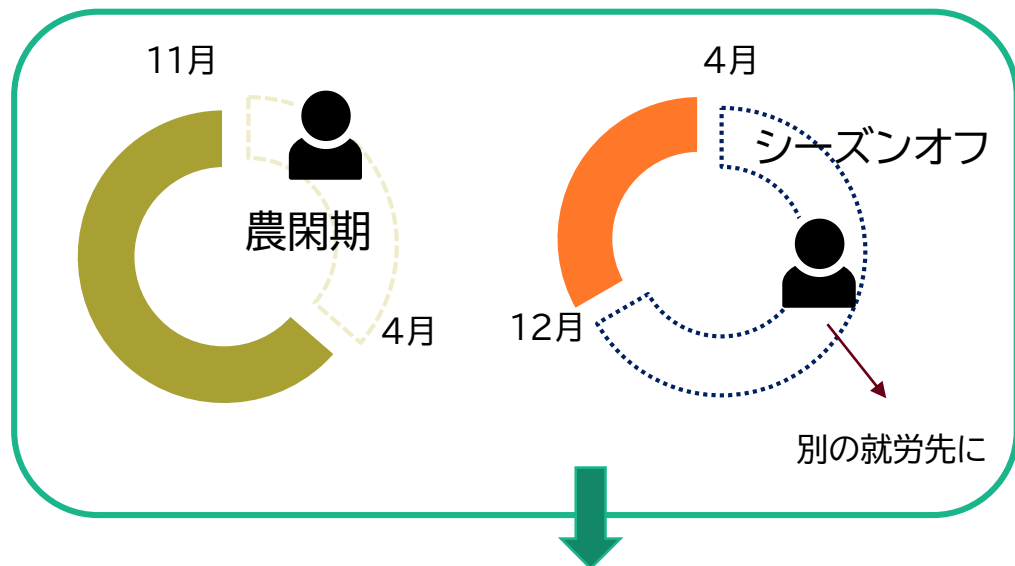
農業

繁忙期の人手が欲しい
⇒ なかなか人が集まらない

宿泊業

宿泊業・スキー場
繁忙期の人手が欲しい
⇒ 閑散期の仕事が近隣に
ない場合の負担大

繁忙期が短期的・・・



移住希望者
地域おこし協力隊任期終了者等
地域で仕事を確保したい



- ・ 継続的な就労機会を確保したい
- ・ 移住したいが、仕事がない
- ・ 地域おこし協力隊の任期終了後、
地域に残りたいがしごとがない

仕事がない

多業への着目

多業

一つの“仕事”のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方

→ 兼業農家、半農半X含む

小田切（2018）

農業以外の多様な業を含めた『多業型経済』の現代的再生が農山村経済の基本線として位置づけられるべき

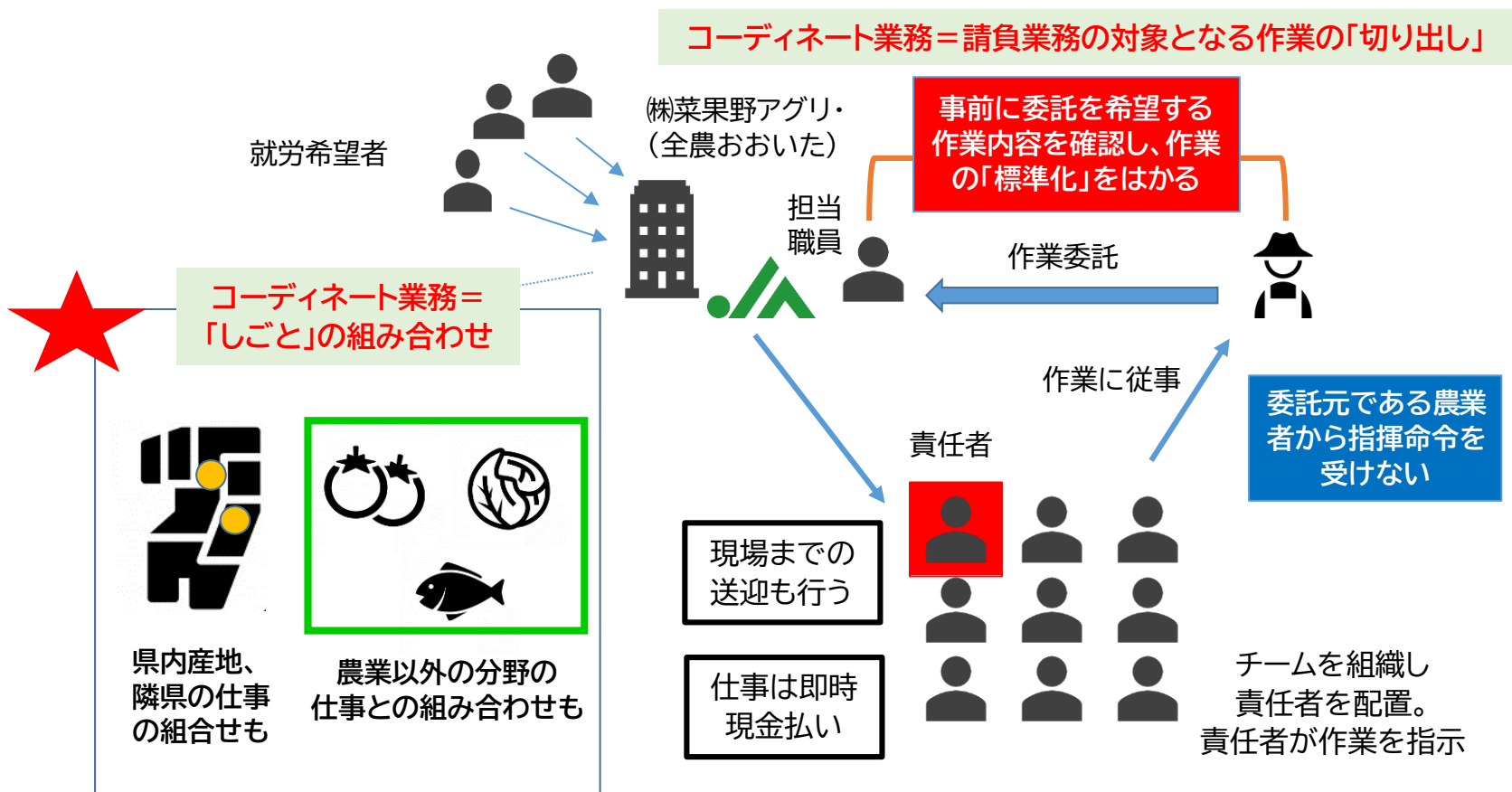
ただし、22年4月の農村政策の概要をみると・・・

- ① 多様な雇用機会創出は、6次産業化の発展させて「農山漁村イノベーション」が中心 → 新しい事業をつくるという発想が維持・・・
- ② 半農半X・農村マルチワーカーの記述が「農業生産活動に取り組みつつ、農業以外の事業にも取り組む者」
→ 農業生産が前提になっている・・・

農業分野で先行する「仕事の組み合わせ」

全農おおいた方式：

請負方式を通じて、農業者の労働需要を組み合わせ、就労者を確保
＜全農おおいた・菜果野アグリが労働需要を調整＞



業種をまたいだ仕事の組み合わせのイメージ

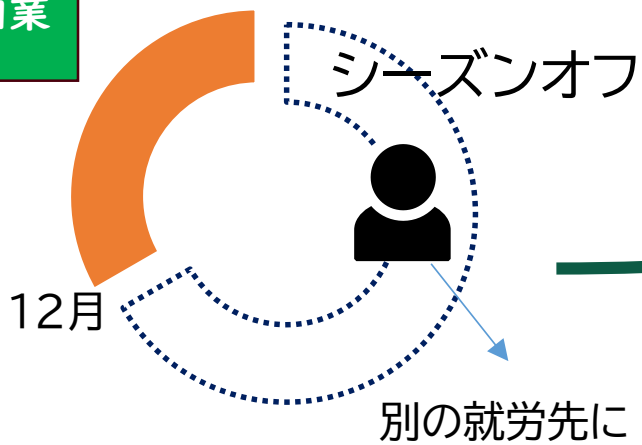
農業

11月



宿泊業

4月



一事業者では短期的な労働需要も組み合わせれば継続的な就労機会に！！

11月

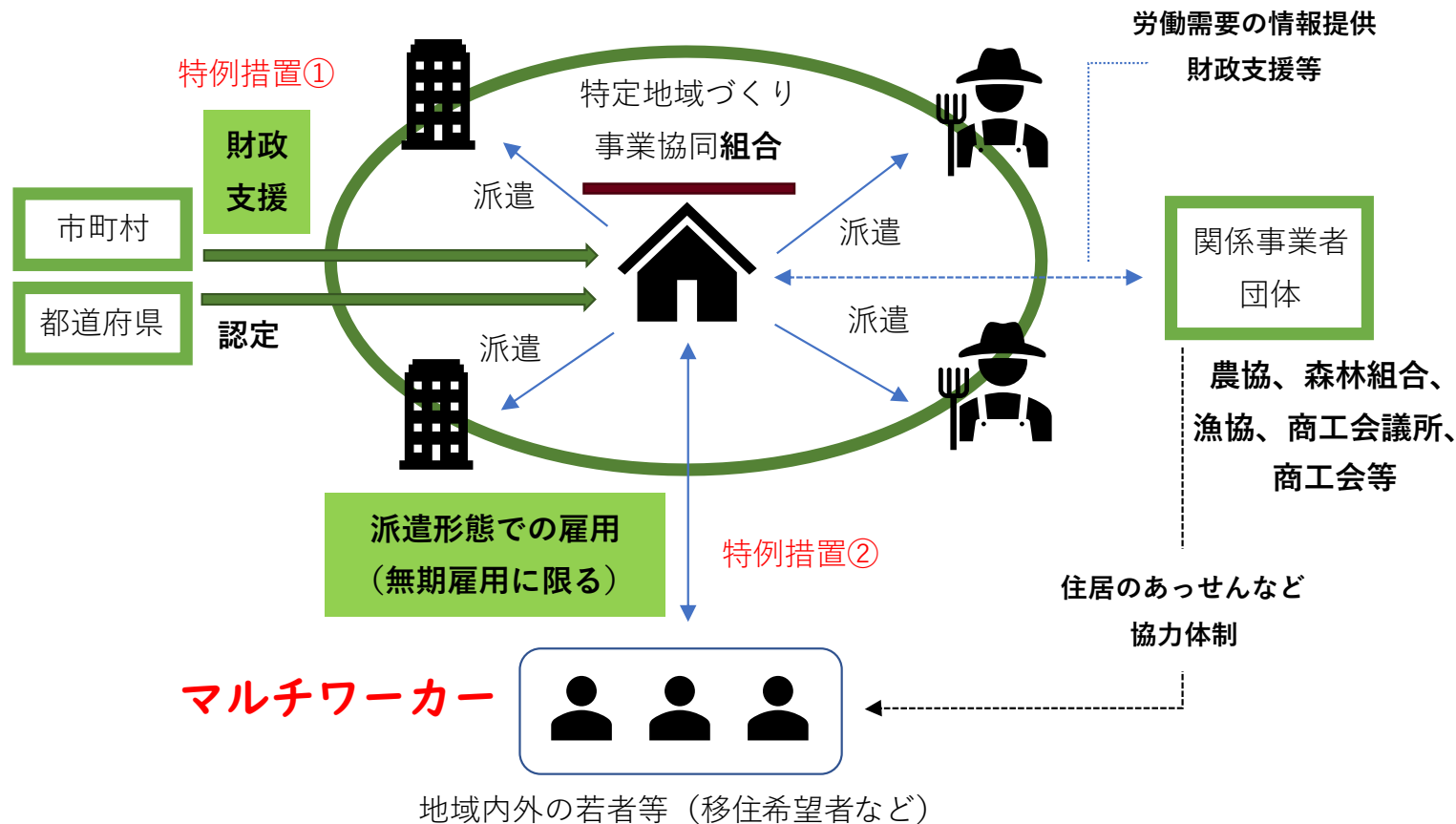


特定地域づくり事業協同組合制度のスキーム

地方回帰の土台となる雇用の場の創出

発起人4人以上で事業協同組合を設立

→ 特定地域づくり事業協同組合への認定申請



資料 特定地域づくり事業推進法より筆者作成

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

中小企業等協同組合法の事業協同組合を活用

- ・労働需要の調整は事業協同組合が行う

労働者派遣法の特例措置により届出制に

- ・労働者派遣法の事業開始にあたっての要件・基準とは別の内容を用意できる
 - ＞財産的基礎では1事業所あたり2千万円の基準資産額など高いハードル
 - ＞届出制とすることで、ハードルを低く！
- ・ただし、他の内容については、労働者派遣法が基本となる

市町村の助成に対する財政支援

- ・市町村等による運営経費のうち、3/4に関して財政的な支援あり
 - ＞市町村が助成しやすく！
- ・市町村等による設立経費（財産基盤）のうち、1/2に財政的な支援あり

【参考】特定地域づくり事業推進交付金の交付金額の算定方法

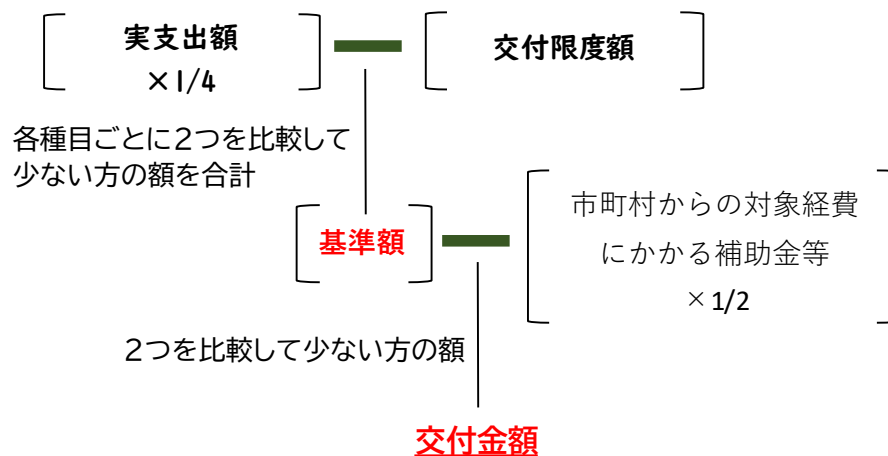
1. 交付対象種目

派遣職員人件費：基本給、特別給、法定福利費、退職金掛金等
事務局運営費：事務局職員人件費、旅費、消耗品費、会議費等

2. 交付限度額

派遣職員人件費：職員1人当たり100万円（無期雇用に限る）
事務局運営費：1組合当たり150万円

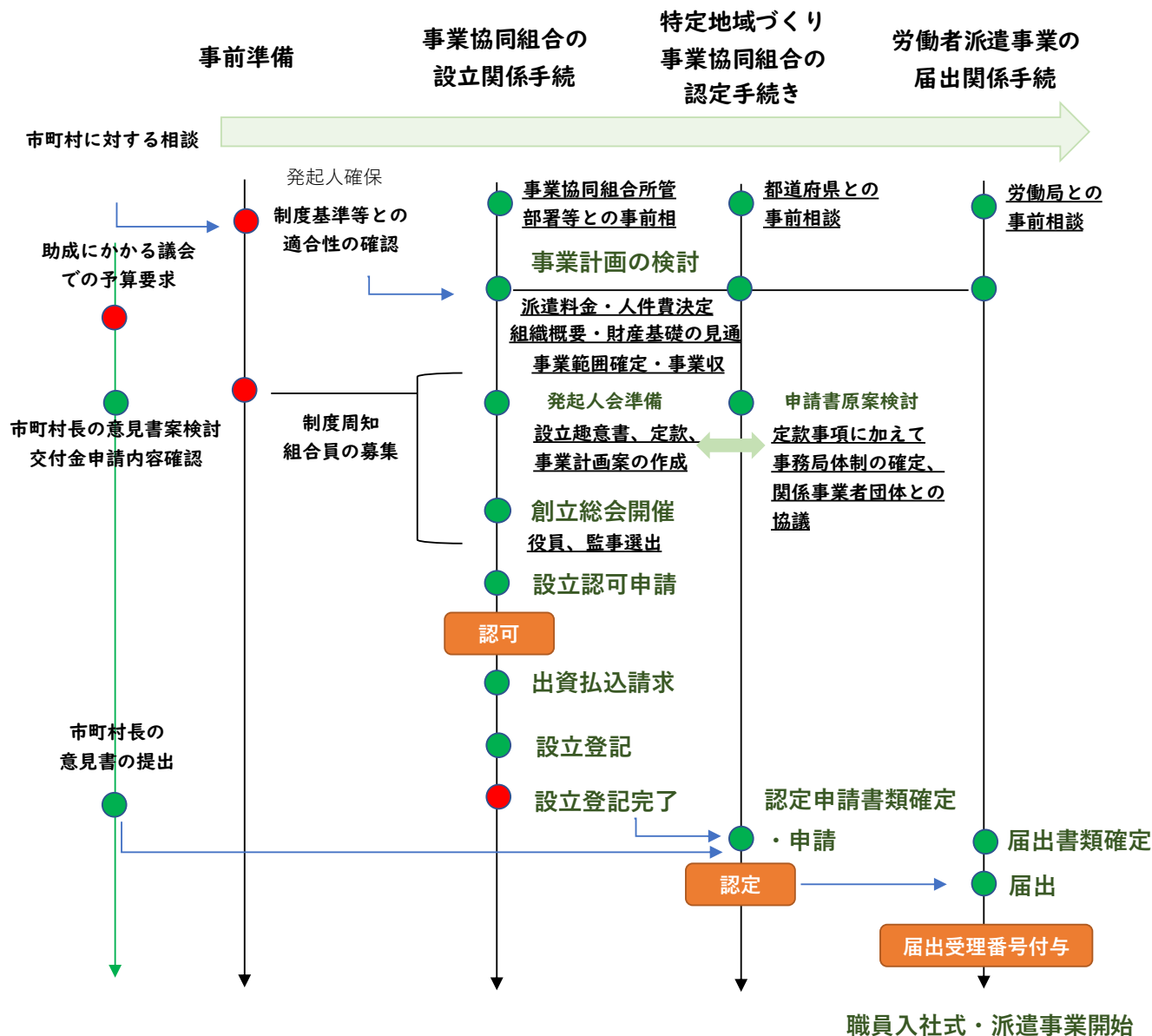
3. 交付額の策定方法（対象種目ごとに計算）



注 対象は、期間を定めなくて雇用する職員に係るもの限り、稼働率が0.8未満の派遣職員については、1人あたり限度額は125万円に稼働率を乗じた額となる。

資料 「特定地域づくり事業推進交付金交付要綱」より筆者作成

【参考】事前準備→事業協設立→認定手続き→派遣法届出へ



制度活用の現状 <全体概要>

組合数

全国46組合が認定済み

- > 島根県、佐賀県、長崎県など一部の県域の組合が多いが、全国で組成が進んでいる（22年4月1日時点）
- > 112団体に活用意向、448団体が検討中

設立経緯

移住者等の受け入れ、外国人材受入困難にともなう対応

組合員数

組合員5事業者以下の組合が大半

- > なかには、20事業者を超える組合も少数存在
- > 46組合のうち、32組合が農業を主な派遣先に想定

仕事の組み合わせ

繁忙期の異なる業種の組み合わせが多い

- 繁忙期が限られる業種と通年人手を必要とする業種の組み合わせも
- > 「バッファー機能」

制度活用の現状 <農業の特性>

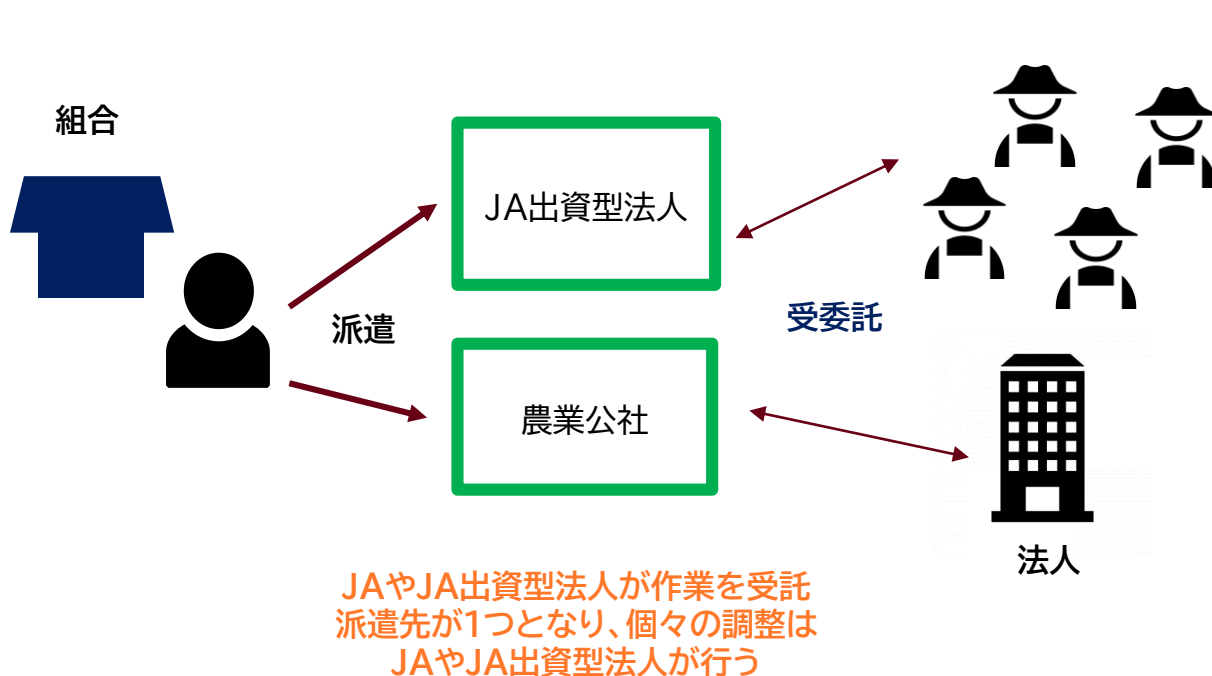
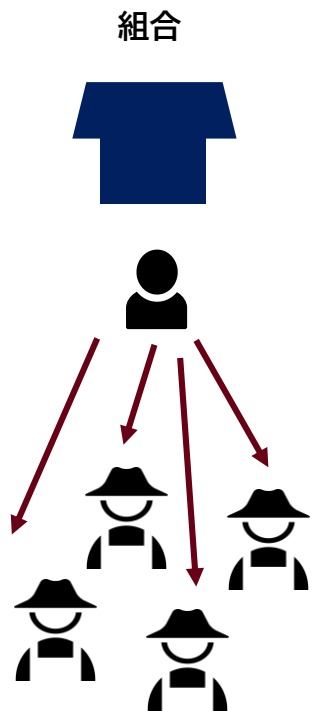
事業者の多様性

他業種よりも事業者が多様性に富んでいる

- > 個人、法人の農業者
- > 農協や複数の集落営農組織を構成する事業協同組合
- > 市町村の農業公社（第三セクター）
 - ・ 作業受託に対応している事業者が多い

派遣先が多いと、事務局負担大
(農作業の圃場などの特定も大変)

派遣先が受託組織になると、派遣先が固定される
労働需要の調整などは受託組織に一任できる



制度活用の現状 <移住者等の特性>

概要

男性 54% 女性 46%
地元出身者、同一県内の近隣出身者、県外出身者
(地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊の任期を終えたものなども)

組合を知る きっかけ

行政紹介
→移住希望者などは行政からの紹介が多い
→地域おこし協力隊が仕事を探す際に案内があるケースも

組合による発信 (ウェブサイト、Facebook)

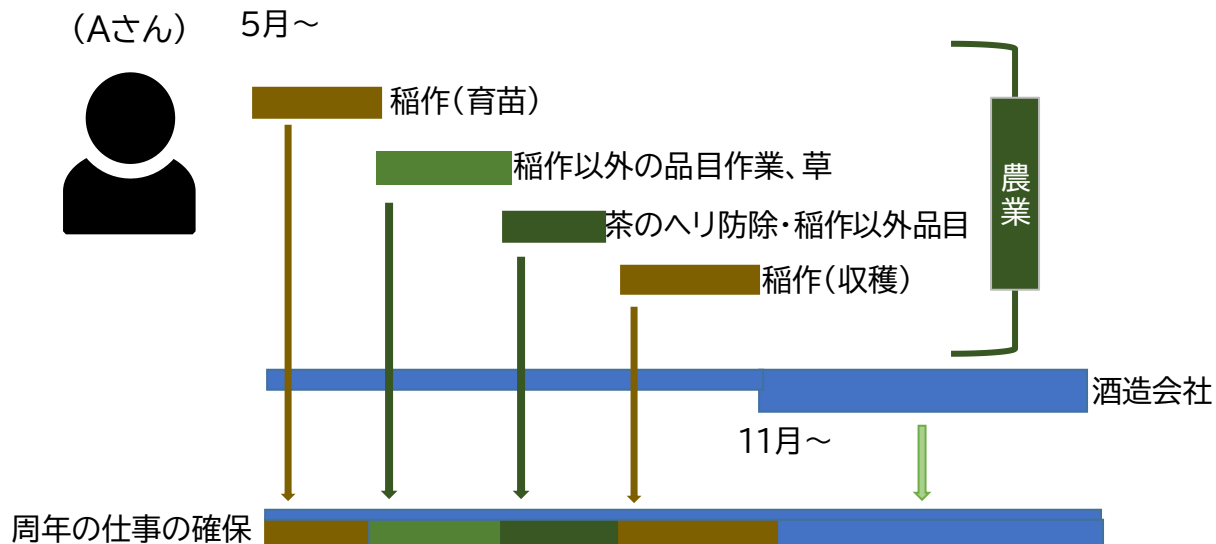
全国展開する民間の求人サイト (indeedなど)
→ 特に地元に戻るケースにおいて、まずは地元の仕事の有無を探す状況があるのではないかと?

将来希望

就農希望者、就農に現時点では関心がない者も・・・
マルチワークを希望する者
→ 「なりわい」就農につながる可能性

組合で働く人の具体例 ①

特定地域づくり事業協同組合の職員へのヒアリング

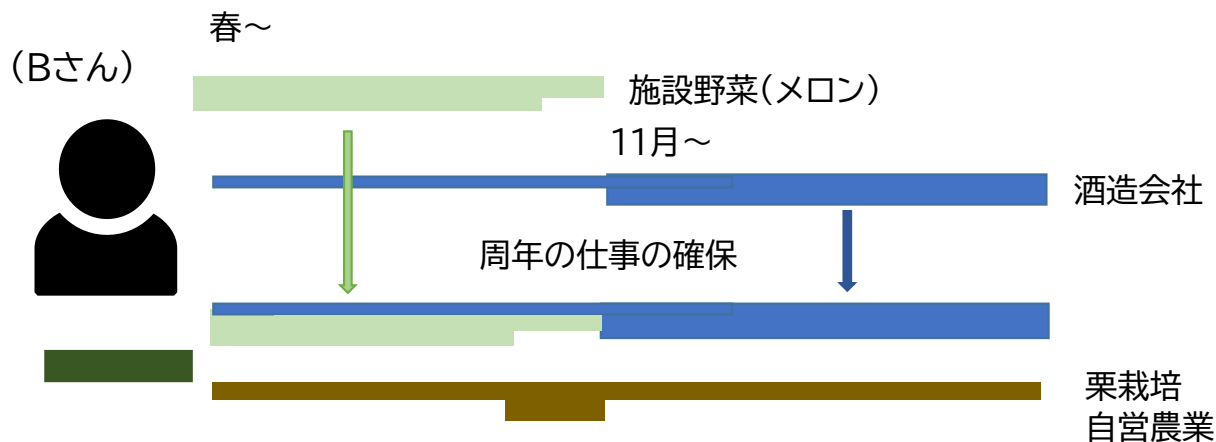


地方移住を促進するU・Iターンフェアに参加し、定住財団での研修、県の半農半X研修を経て、津和野に移住。津和野で農業と酒造会社に勤務

独立して就農するよりも、法人に勤めながら、農業にかかわりたい希望から組合への勤務を決める。夏場は集落営農組織等での作業、冬場は酒造会社で働くことは気に入っている

「半農半X」の定義が様々あるなかで(自営農業+他産業への従事が想定されやすい)繁忙期に限られる雇用就農を前提とする場合は、非常に有益な仕組み(半雇用就農半Xを実現しやすい仕組み)

組合で働く人の具体例 ②



組合の近隣の都市部出身。地域内の酒蔵で働かなかで、就農とりわけ栗の栽培に興味をわく

ただし、栗は植え付けてから収入を得るまでに時間を要する。その間の収入源として、組合で働くことを決定

栗は、施設野菜(メロン)の仕事が減ってくる10月～11月に収穫期。土づくりや管理は休日に行う

特に就農直後の収入確保が難しい場合は、自営農業 + α の収入先として、働く機会を「創出」
= ブドウなど果樹の就農を進める他産地でも参考になると考える

現状考えられる課題

派遣先の事前見込みが実現できない！

- ・ **事業を開始してから派遣先が足りないとなりやすい** → 組合員の追加募集

制度趣旨、派遣の仕組みの理解不足が生じている！

- ・ 制度趣旨を理解して受け入れていく必要 → 働いてもらいながら、学ぶ機会をつくる
 - ・ 派遣料金が高いという感想もあがる → 通常の派遣とは違う！
- ⇒ 雇用する派遣労働者が何が得意なのかなど事前に共有することが大事

副業希望者に対しては別途対策が必要

組合数が増えると地域競争になる？

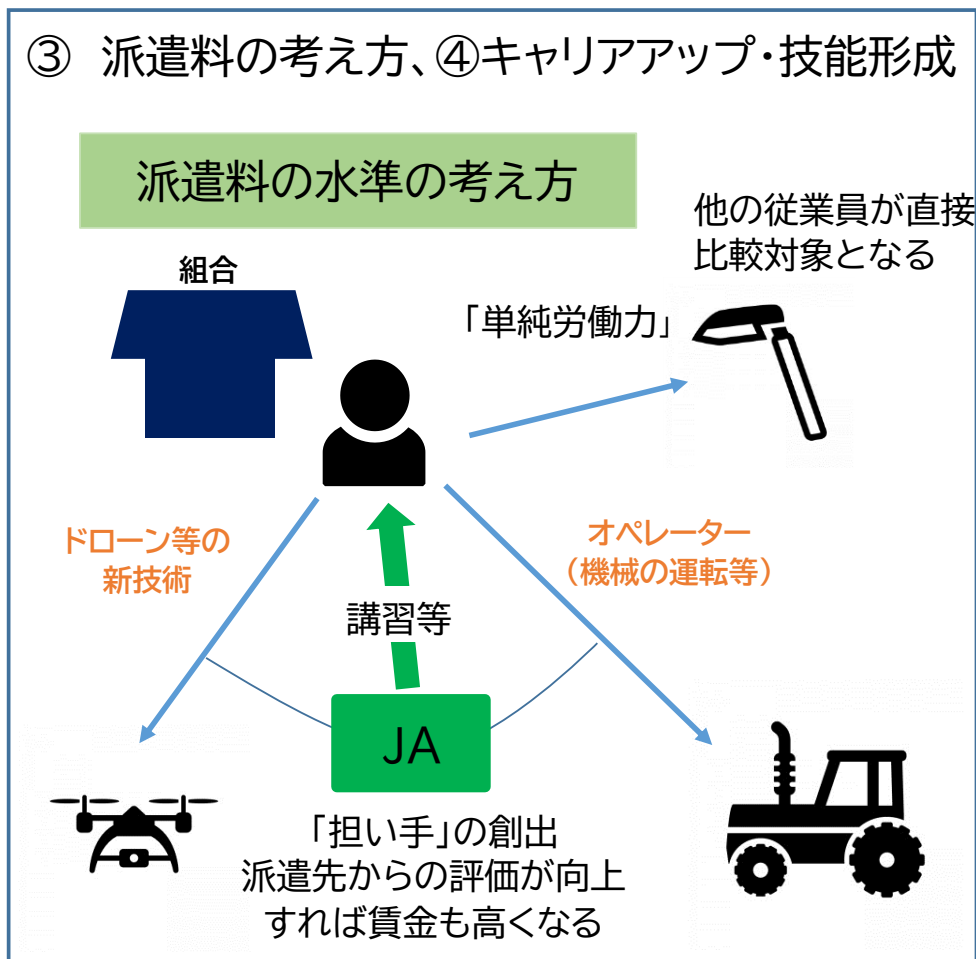
- ・ 地域の違いを格差と考えるのではなく、地域の価値を見つけ出し、その価値を磨いていくことが必要
- ・ 移住希望者の将来像を本制度で実現していくという発想が重要
- ・ 解決したい課題を明確にすることが、受援力向上かつアピールに！

地域の担い手となるための支援案

地域の担い手となる際のイメージ

従業員に対する研修

③ 派遣料の考え方、④キャリアアップ・技能形成



派遣労働者は、ノウハウなどを有していないケースが多い

農作業においては、派遣労働者が手作業で対応するケースが多いが、トラクター運転や自動草刈機の運転ができれば、地域の存在感も高まるはず！

そうした講習をどのように設定できるのか？また、機材をいかに導入していくのか？

→ 今後の研究課題としていきたい

「半農半X」をどのように考えていくかは、これからの地域課題

「半農半X」

農業と他の仕事を組み合わせた働き方

半農半Xに決まった定義はなし。それゆえ、多様な発想が可能

「農業+農業」という考え方もできるはず・・・例えば

「半自営農業 半雇用農業」 「半雇用農業半X」

「半」にこだわる必要はない！ 大分 = 「9・1農業」

「半農半X」に対して、どのような支援がありうるのか？



農地利用に関する研究

企業参入に注目して

農業者・農業法人において他に経営資源を譲りたいニーズが高まっている

農業者・農業法人のニーズ

一般企業の対応

<p>1 農地・施設、法人を譲りたい</p> <p>後継者不在の 農業法人代表</p>  <p>その相続人 (営農意向なし)</p>  <p>【休廃業・解散する場合】 農地・農業施設を誰かに 貸したい(利用してほしい)</p> <hr/> <p>【法人を残したい場合】 法人を承継してほしい</p> <p>離農後の「現金」が欲しい</p>	<p>A 「リース方式」を通じた貸借</p> <p>B 農地の購入 (農地所有適格法人の要件を満たす)</p> <p>C 株式の取得(「第三者承継」、M&A)</p> <p>対象となる農業法人の所有農地を引き継ぐ場合は、 承継会社も農地所有適格法人である必要がある</p> <p>→ 別途法人を設立するか(課題:農業関係者の 確保)、所有農地を別途処分するか</p>
<p>2 企業と連携して発展したい</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #2e7d32; color: white; text-align: center; width: 60px;">連携 協定</div> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #2e7d32; color: white; text-align: center; width: 60px;">栽培 契約</div> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #2e7d32; color: white; text-align: center; width: 60px;">資金 面</div> </div> <p>販路・流通面</p>	<p>D 農業法人に対する出資</p> <p>株式取得(議決権ベースor無議決権株式)</p> <p>→ 農地所有適格法人については議決権 ベースの過半まで</p> <p>→ 連結子会社としたい企業も存在 (議決権40~50%でも、役員の設定などを 通じて連結子会社となる)</p> <p>※無議決権株式は非公開会社であれば上限なし</p>

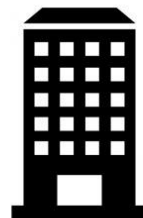
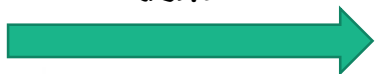
【例】離農にともなう樹木・農地の企業に対する購入依頼

＜経緯＞

農業者（個人事業主）



提案



ホテル親会社
（全国規模の大企業）

- 農業者が果樹園を経営。
- 高齢を理由に離農を計画。
- 都市部への引っ越しも検討し、農地も処分したい。
- 近隣のホテルに観光農園としての利用を提案

- 観光農園はホテルにとってもプラスと考え、購入を検討。
- しかし、果樹園（農地）を所有するためには農地所有適格法人であることが必須と知る
- A社、ホテルの規模では「事業要件」「役員要件」を満たすことができない（農地所有的確法人にはなれない）。
- 貸借で対応するか、新たにC社を立ち上げることを検討
- 農業者は個人事業主。離農後の現金が欲しい（貸借は避けたい）

「当面の規制改革の実施事項」における「資金調達の円滑化」の記載

- 「当面の規制改革の実施事項」（21年12月）は、「規制改革推進に関する答申」（21年6月）、「規制改革実施計画」（21年6月）を踏まえて、「農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化」に関して以下の通り記載している。14年5月の規制改革会議「農業改革に関する意見」と共通するポイントもある。
- 当該記載内容は、以下6つに分けて考えてみたい。

1

地域に根差した農地所有適格法人が、 地元の信頼を得ながら実績をあげ、

2

3

さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、

4

農業関係者による農地等にかかる決定権の確保や

5

農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、

6

出資による資金調達を柔軟に行えるようにする

「資金調達の円滑化」の記載において報告者が気になるポイント

記載内容	気になるポイント
地域に根差した農地所有適格法人	「地域」の具体的イメージ、「根差した」の判断方法、地域にとっての「新規法人」の扱い、「外資」の扱い
地元の信頼を得ながら実績	地元の信頼を得る判断基準：一定期間の生産、継続的・安定的な農業経営の見込み（認定農業者制度）、出資する企業の信頼（連携実績等）をみるか
農業の成長産業化に取り組もうとする場合	「農業の成長産業化」の範囲：規模拡大、設備投資などが中心に想定。運転資金の取り扱い 資金調達にかかる計画書等の有無とその提出先の設定
農業関係者による農地等にかかる決定権の確保	決定権の確保方法：農業者の議決権下限（1/3）、拒否権付株式（いわゆる黄金株）の利用と運用 農地等にかかる決定権の範囲：役員関連事項などは適用外？（黄金株の拒否権の設定範囲）
農村現場の懸念払拭措置を講じたうえで	払拭すべき農村現場懸念がすべてピックアップされているのか：農地転用（太陽光パネル含む）、農業用施設範囲、転用許可不要の農業用施設、企業の撤退、他企業への議決権の譲渡
出資による資金調達を柔軟に行えるようにする	議決権取得後の株式譲渡のフォロー 議決権過半取得後に法人の「性格」が変質する可能性 撤退・廃業時の農地の「出口戦略」

「資金調達の円滑化」の記載において報告者が気になるポイント

6 出資による資金調達を柔軟に行えるようにする

議決権過半を取得した後のフォロー

1) 議決権過半を取得した後の他企業への株式譲渡の把握

○ 農地所有適格法人については、毎事業年度に報告書提出が義務付けられている

2) 議決権過半を取得した後の法人の「性格」が変質

する可能性はないか（前述5の払拭すべき懸念とも関連する点）

千葉県の事例

- 不動産会社A社が、1977年に農業生産法人（現在の農地所有適格法人に相当）を設立。観葉植物などの栽培が目的。
- 「途中で内実を失い、やがて土地集めの道具となった」：親会社A社が、開発（宅地造成）を見込んだ農地買収を仮登記で進めることにあわせ、農業生産法人が農地を買収し、所有。
- 開発計画が頓挫し、親会社倒産。両社が所有していた農地の利用が問題に。

資料 毎日新聞朝刊（2008年9月24日、11月13日付）参照

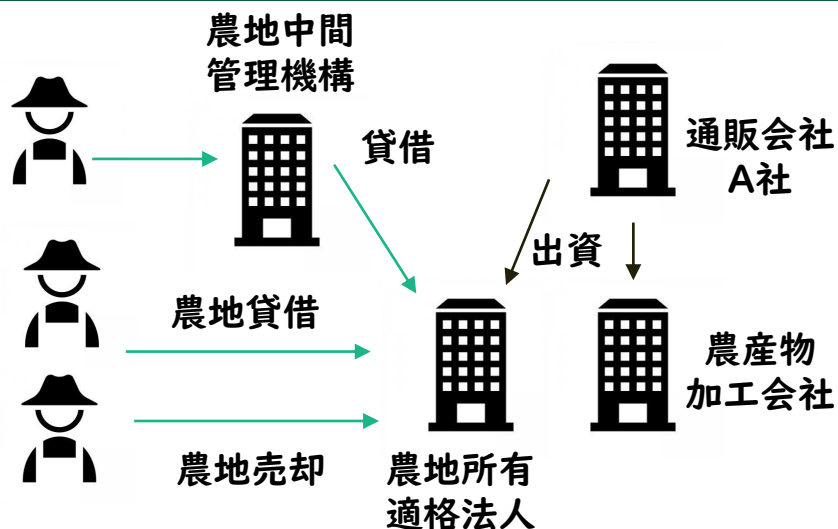
100%子会社を認める場合、企業が実質的な農地所有となる

- 拒否権付株式（黄金株）の設定については、相続・離農時の扱いを考慮すべきと考える。
- 経営主から企業が黄金株を含めて株式取得した場合、企業の100%子会社となることから、実質的な農地所有となり、兵庫県養父市の「法人農地取得事業」と比較して検討することも重要ではないか。

	法人農地取得事業（国家戦略特区）	資金調達を目的とする議決権要件の緩和
農地所有者	売買を通じて農地を取得（所有）。農業委員会が許可することで把握可能	100%の子会社が可能な場合、農地所有適格法人を通じて実質的に農地を所有
農地所有のタイミング	地方公共団体が介在（企業は養父市からのうちを購入する仕組み）	農業関係者から連携する企業に対して株式譲渡を認めるか。認める場合は、その状況を把握することが難しい。
<u>不適切利用時</u>	<u>懸念払拭のために「買戻し特約」が設定されている</u>	他の農地所有適格法人と同様
<u>法人の要件</u>	<u>特になし</u>	農地所有適格法人に関する事業要件（農業が主）、役員要件、株式譲渡制限・非公開会社である必要
取得後の懸念	買戻し特約が発動した場合、次の所有者が出てくるか（右も同じ）	買戻し特約がなく、撤退・倒産・廃業があった際に対応が必要（農業者が主の場合との論点整理が必要か）

「資金調達の円滑化」の記載において報告者が気になるポイント

企業側の理由による撤退時の対応例



農業法人に出資する企業の破産にともない、所有農地の処分は課題となりやすい。元の所有者では不要の可能性大。「塩漬け」になってしまうと、希望する新規就農者に悪影響となる。企業関連は規模が大きい傾向

ただし、新規就農者も農地を購入したいとは考えていない。国の買収措置があったとしても、その後、貸借リースを通じて利用が可能になることが望ましい

地域の特産物である柿生産・加工を目的として法人を設立。大規模に農地を貸借していた（機構も活用）

親会社Aの破産にあわせて、農地所有適格法人も破産。農地の処分が地域課題に。貸借分については地権者・機構に戻し、所有農地は買い手を探すか、時間を要した。

2014年経済フォーラム提言内容

- ✓ 当時の規制改革会議、産業競争力会議のメンバーが重複する経済フォーラムの提言（14年5月）では、議決権の制限により、「農業経営の経営権を握って思いどおりの営農がすることができない」として要件緩和を提言。
- ✓ 一般社団法人全国農業会議所・全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」（17年3月）によれば、新規就農者は「経営を自らの裁量で行いたい」傾向。

現在、関心があるテーマ

今後の農地利用の在り方にかかる論点

- ・ 撤退後の農地への対応、次の利用者につなぐ仕組みの検討
 - ・ 低コストの農地管理（植林、カバークロープ、相続土地国庫帰属法）
 - ・ 集落営農の解散後の農地利用
 - ・ これまでの農地の受け手が突然離農するケースが増加
 - その地域対応の実態を調べていきたい
- 本内容については「土地と農業」第50号（2020）から着想を得ている

事業承継支援の調査

- ・ 県農業会議や民間事業者による事業承継支援（プラットフォーム）の調査を計画中



すべてを地域のために

東邦銀行



株式会社

事業性評価研究所

<事業承継に関するプラットフォームを提供>

- ✓ (株)バトズは、中小事業者向けの事業承継マッチングサービスを行う企業。一部、農林水産業の案件も扱っている。
- ✓ 行政に加えて、多くの金融機関と提携（地域銀行67、信用金庫49、信用組合2など）。佐賀県では、20年1月に県および地元のすべての金融機関（8金融機関）と事業承継支援に関する協定を締結。
- ✓ バトズのほか、TRANBIも同様の展開を進めている。

<金融機関に対して事業性評価のノウハウを提供>

- ✓ 事業性評価研究所は、近年、農林水産分野に進出。第三者承継時の事業性評価に注力する企業。21年には宮崎県と連携協定締結。
- ✓ また、22年3月には福島県東邦銀行と連携協定を締結。福島県内の農業法人の事業性評価を行い、経営改善や生産効率化などのコンサル的な支援や事業承継に役立てることを目指している。